

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月22日

山口県知事 様

提出者

住 所 宇部市大字中野開作四ノ割381番18

氏 名 三共興産株式会社

代表取締役 岩本 智恵美

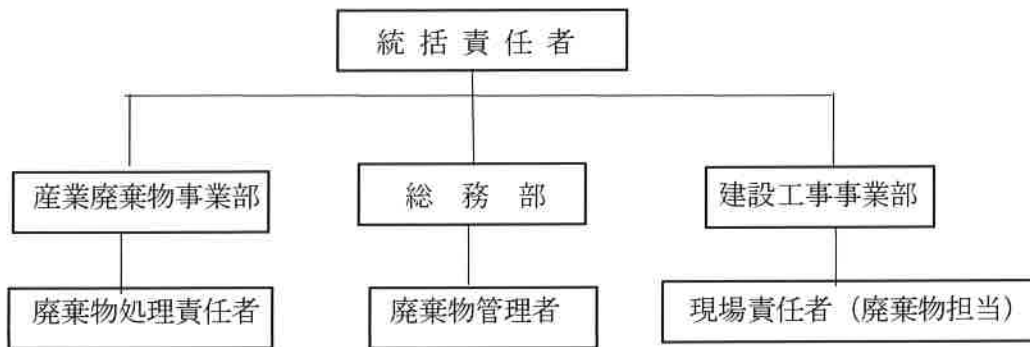
電話番号 0836-44-1300

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三共興産株式会社
事業場の所在地	宇部市大字中野開作四ノ割381番18
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	79,680,000円
③ 従業員数	21人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・解体工事 廃棄物の分別徹底、金属等再資源物の分別実施 自社処理可能な廃棄物は自社処理を行い、排出量を軽減し 再生可能品目は再生処理会社へ委託して再資源化。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	別紙2-1の通り
	排出量	別紙2-1の通り	別紙2-1の通り
	(これまでに実施した取組) ・ 廃棄物の分別を徹底し、廃棄物抑制を行っている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	別紙2-1の通り
	排出量	別紙2-1の通り	別紙2-1の通り
	(今後実施する予定の取組) ・ 埋立処分廃棄物の軽減、抑制の為に分別の徹底を行う。 ・ 解体工事に伴う、石綿含有廃棄物においても、事前調査を行い、石綿の飛散防止を徹底する。 ・ 重機等のオイル交換時期の見直し計画を立て、廃油排出量を見直す。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ がれき類の解体廃棄物は分別をするとともに、石綿含有廃棄物については、他の廃棄物に混入しないように確実に分別, 管理を実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 上記に加え、廃棄物の抑制において、再資源化、リサイクルに向けた処理に重点をおき、排出廃棄物の徹底分別、保管を行う。 ・ 解体工事の施工において、廃棄物の分別を考慮し工程計画を行う。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	別紙2-1の通り
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・再生品として再利用する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	別紙2-1の通り
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・今後も、再生品化、再利用に努める。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	別紙2-1の通り
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	別紙2-1の通り
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	別紙2-1の通り
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・埋立廃棄物量の削減を実施		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	別紙2-1の通り
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・埋立解体廃棄物の排出量削減に向け、分別の徹底に取り組む。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 4 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	別紙2-1の通り
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従い、産業廃棄物を適正処理できる業者の選択。 ・可能な限り優良認定業者の選択。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1の通り	別紙2-1の通り
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も、再生利用可能な廃棄物は、適正業者を選定し委託する。 ・ 再生利用不可能な廃棄物は、処理業者を選定し委託する。 ・ 現状と同様に、優良認定業社の選択の。 ・ 委託処理業者とは、定期的に打合せ現地確認を実施する。 			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和5年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名称	三共興産株式会社	所在地(市町名)	宇部市	事業の種類	総合工事業
------------	----------	----------	-----	-------	-------

(単位:トン)

区分	種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産 業 廃 棄 物	燃え殻																				
	汚泥																				
	廃油	1.7	1.5									1.7	1.5	1.7	1.5						
	廃酸																				
	廃アルカリ																				
	廃プラスチック類	61	20									61	20	61	20						
	紙くず	3	1									3	1	3	1						
	木くず	714	300									714	300	591	250						
	繊維くず	1	1									1	1	1	1						
	動植物性残さ																				
動物系固形不燃物																					
ゴムくず																					
金属くず																					
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	125.5	70								81.5	50	44	20	44	20						
鉱さい																					
がれき類	2,627.7	422	179.5	110						203.2	62.0	2,245	250								
動物のふん尿																					
動物の死体																					
ばいじん																					
13号廃棄物																					
計 (A)		3,533.9	815.5	179.5	110.0	0	0	0.0	0.0	284.7	112.0	3,069.7	593.5	701.7	293.5	0.0	0	0	0	0	0